平成２６年（フ）第３５２号
群馬県前橋市富士見町小暮1952番地３
債務者　下田　竜志
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳澤　和良
4　破産債権の届出期間　平成27年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５５４号
熊本市北区四方寄町661番地２
債務者　増永　憲子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　好郎
4　破産債権の届出期間　平成27年２月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月25日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６１０号
熊本市中央区坪井３－１－27、住民票上の住所熊本市東区月出１丁目７番15号　アローハイム健軍東802
債務者　扇塚健二郎
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　悟士
4　破産債権の届出期間　平成27年２月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月25日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６６０号
熊本市北区八景水谷２丁目７番33号
債務者　野本　徳之
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　晃一
4　破産債権の届出期間　平成27年２月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４８号
静岡県下田市東中18番地２
債務者　石切山昌子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　雅直
4　破産債権の届出期間　平成27年２月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月13日午後４時
6　免責意見申述期間　平成27年４月12日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第５号
千葉県柏市南逆井６丁目13番21号
債務者　宮崎　忠洋
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日高　正人
4　破産債権の届出期間　平成27年２月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月20日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第８７３号
広島県東広島市八本松飯田６丁目７－22シードリーム２－101号、住民票上の住所広島県三次市十日市西５丁目４番１－１号
債務者　藤澤　洋平
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽崎　靖宏
4　破産債権の届出期間　平成27年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月25日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４１号
兵庫県明石市松江52番地の６
債務者　重　　宏昌
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白子　雅人
4　破産債権の届出期間　平成27年３月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２６３号
兵庫県明石市大久保町大窪686番地
債務者　長部　　薫
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　眞里
4　破産債権の届出期間　平成27年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月14日午前11時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１０５号
鳥取県鳥取市若葉台北３丁目６番13号
債務者　中嶋純一朗
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人西川総合法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成27年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月13日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３号
新潟市秋葉区金沢町３丁目４番26号
債務者　藤原　康祐
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大田　陸介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６３号
福岡県大牟田市本町１丁目１番地２
債務者　牧野　美佳
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池端　祥久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２１０３号
札幌市白石区菊水元町１条５丁目２番31－205号
債務者　乗田　博音
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２０６号
札幌市豊平区平岸６条17丁目１番１－505号
債務者　鹿内　佐織（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部